

議第22号

三島市道路標識の寸法を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第45条第3項の規定に基づき、道路（市が道路管理者である市道に限る。）に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。以下「案内標識等」という。）の寸法を定めるものとする。

(案内標識等の寸法)

第2条 案内標識等の寸法は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

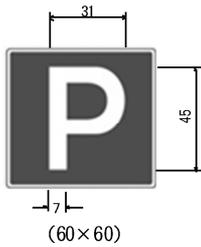
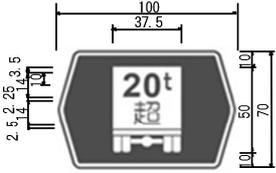
- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に設置される案内標識等について適用し、同日前に設置された案内標識等については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

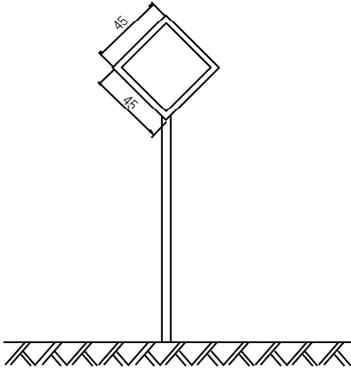
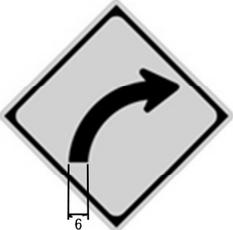
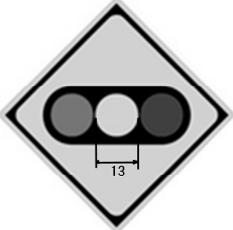
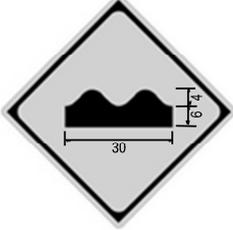
1 案内標識及び警戒標識

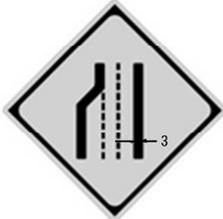
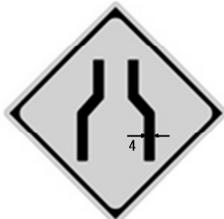
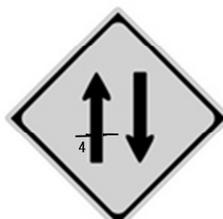
(1) 寸法が次の表に図示されている案内標識及び警戒標識については、当該寸法(その単位は、センチメートルとする。)を基準とする。

ア 案内標識

種類	入口の方向	入口の方向	入口の予告
番号	(103-A)	(103-B)	(104)
寸法	 <p>(120×120)</p>	 <p>(120×120)</p>	 <p>(120×120)</p>
種類	非常電話	待避所	非常駐車帯
番号	(116の2)	(116の3)	(116の4)
寸法	 <p>(90×60)</p>	 <p>(90×60)</p>	 <p>(90×60)</p>
種類	駐車場	登坂車線	総重量限度緩和指定道路
番号	(117 A)	(117の2 A)	(118の3 A)
寸法	 <p>(60×60)</p>	 <p>(60×160)</p>	

イ 警戒標識

<p>標 示 板 の 寸 法</p>			
<p>種 類</p>	<p>十形道路交差点あり</p>	<p>右（又は左）方屈曲あり</p>	<p>信 号 機 あ り</p>
<p>番 号</p>	<p>(201-A)</p>	<p>(202)</p>	<p>(208の2)</p>
<p>寸 法</p>			
<p>種 類</p>	<p>落石のおそれあり</p>	<p>路 面 凹 凸 あ り</p>	<p>合 流 交 通 あ り</p>
<p>番 号</p>	<p>(209の2)</p>	<p>(209の3)</p>	<p>(210)</p>
<p>寸 法</p>			

種類	車線数減少	幅員減少	二方向交通
番号	(211)	(212)	(212の2)
寸法			

- (2) 「駐車場 (117-A)」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、(1)の図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。
- (3) 「駐車場 (117-A)」、「総重量限度緩和指定道路 (118の3-A)」、「総重量限度緩和指定道路 (118の3-B)」、「高さ限度緩和指定道路 (118の4-A)」、「高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)」及び「まわり道 (120-A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、(1)の図示の寸法 ((2)により図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の寸法) の1.3倍、1.6倍又は2倍に拡大することができる。
- (4) 「登坂車線 (117の2-A)」、「道路の通称名 (119-A)」、「道路の通称名 (119-B)」及び「道路の通称名 (119-C)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、(1)の図示の寸法の1.5倍又は2倍に拡大することができる。
- (5) 「道路の通称名 (119-A)」、「道路の通称名 (119-B)」及び「道路の通称名 (119-C)」を表示する案内標識については、表示する文字 (数字を含む。(6)を除き、以下同じ。) の字数により、(1)の図示の横寸法 (「道路の通称名 (119-C)」を表示するものにあつては、縦寸法) を拡大することができる。
- (6) 案内標識のうち、「入口の方向 (103-A)」、「入口の方向 (103-B)」、「入口の予告 (104)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告 (108の3)」、「方面、方向及び道路の通称名 (108の4)」、「著名地点 (114-B)」、「非常電話 (116の2)」、「待避所 (116の3)」、「非常駐車帯 (116の4)」、「駐車場 (117-A)」、「登坂車線 (117の2-A)」、「総重量限度緩和指定道路 (118の3-A)」、「総重量限度緩和指定道路 (118の3-B)」、「高さ限度緩和指定道路 (118の4-A)」、「高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)」、「道路の通称名 (119-A)」、「道路の通称名 (119-B)」、「道路の通称名 (119-C)」、「まわり道 (120-A)」及び「まわり道 (120-B)」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値 (ローマ字にあっては、その100分の65の値) を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に拡大することができる。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)
40、50又は60	20
30以下	10

- (7) 「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」及び「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは(6)によるものとし、矢印中の文字の大きさは矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。
- (8) 「著名地点(114-B)」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。
- (9) 「市町村(101)」、「方面、方向及び距離(105-A)」、「方面、方向及び距離(105-B)」、「方面、方向及び距離(105-C)」、「方面及び距離(106-A)」、「方面及び方向の予告(108-A)」、「方面及び方向の予告(108-B)」、「方面及び方向(108の2-A)」、「方面及び方向(108の2-B)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」、「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」、「著名地点(114-A)」及び「著名地点(114-B)」を表示する案内標識に、市章及び公共施設の形状等を表す記号を表示する場合のこれらの大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。
- (10) 「駐車場(117-A)」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表す記号の大きさの0.7倍以下の大きさとする。
- (11) 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

ア 案内標識

- (ア) 縁は、「待避所(116の3)」、「駐車場(117-A)」及び「まわり道(120-B)」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の3-B)」、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A)」及び「高さ限度緩和指定道路(118の4-B)」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線(117の2-A)」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名(119-A)」、「道路の通称名(119-B)」及び「道路の通称名(119-C)」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

- (イ) 縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

イ 警戒標識

- 縁及び縁線は、12ミリメートルの太さとする。

2 補助標識

- (1) 寸法が次の表に図示されている補助標識については、当該寸法(その単位は、センチメートルとする。)を基準とする。

標 示 板 の 寸 法 (注意事項 (510) を除 く。)		種 類	注 意 事 項
		番 号	(510)
		寸 法	

(2) 補助標識は、その附置される案内標識又は警戒標識の標示板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

備考 案内標識等の種類及び番号は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年 総理府
建設省 令第3号）別表第1に定めるところによる。

平成25年2月19日提出

三島市長 豊岡 武士